



取引先の会社分割と その対応

松長さんの会社は、衣服の原材料、特に布や織物等を製造し、販売する事業を営んでいます。主な販売先は、アパレル業者ですが、このアパレル業者のうちの1社であるA社から原材料の販売代金を支払ってもらえない状況が続いています。この度、松長さんは、同業者から、A社が「会社を分割した」らしいという話を聞きました。松長さんは、とりあえず法律の専門家の話を聞いてみようと考え、宮下弁護士を訪れました。

松長さん

当社は、主に衣服の原材料、特に布や織物等を製造し、これをアパレルメーカーに販売する事業を行っています。このように当社の得意先は主にアパレルメーカーですが、そのうちの1社であるA社が昨年頃から、売掛金の支払いを滞らせています。A社との間ではそれなりに取引があったため、売掛金の残高は現在、500万円ほどです。

宮下 A社に対してはどのように対応されてきたのでしょうか。

松長さん 支払いが滞るようになってからは、先方の担当者を通じて支払いを促しましたが一向に支払われませんでしたので、A社の代表者に対して直接話をしました。A社の代表者は、現在、資金繰りが厳しく支払いができていないが、もう間もなく資金繰りの目途が立つので、それまでもう少し待ってほしいとのことでした。私はそれを信用してもう少し待つことにしたのです。しかし、この度、当社と同じようにA社と取引のある同業者の友人から、A社から、「会社分割をした」という通知が届いたと聞きました。

宮下

松長さんの会社にはそのよう

な通知は届いていないのですね。

松長さん はい、一切届いていません。同業者からその通知を見せられたのですが、そこには、①A社が、「新設分割」によって、新会社を設立すること、②当該新会社にA社が営んでいる衣服の製造・販売事業に関する権利義務を承継させることの2点が記載されています。ちなみに、この通知を見せてくれた同業者は、A社に対する売掛金の未払残高は無いようです。このようなA社の対応は、当社の売掛金回収にどのように影響するのでしょうか。

会社分割とは

松長さん まず、そもそも、この通知に記載のある「会社分割」とはどのようなものなのでしょうか。

宮下 「会社分割」とは、会社が、営む事業に関して有する権利義務の全部又は一部を他の会社又は分割により設立する会社に承継させることを目的とする行為です。このように、会社分割は、既存の会社に権利義務を承継させる方法と、新たに設立する会社に対して承継させる方法の2種類あり、前者が吸収分割、後者が

新設分割と呼ばれています。通知の内容を前提とすると、本件では、新設分割が行われたようですね。

松長さん なるほど。それでは、その会社分割が行われると我々のようなA社と取引のある会社にはどのような影響があるのでしょうか。

宮下 会社分割によって他の会社又は新設会社に対する承継の対象とされた権利義務は、原則として当然に当該他の会社又は新会社に承継されます。なお、会社分割によって事業に関して有する権利義務のどの部分を承継するかという点は、吸収分割であれば、吸収分割契約で、新設分割であれば、新設分割計画によって定められます。

松長さん そうすると、承継対象とされた場合、取引先の有する債権の相手方も当然に変わってしまうということですか。

宮下 ご理解のとおりです。かかる承継は、一般承継と呼ばれ、相手方の同意を得ない場合でも原則として当然に承継が生じます。

松長さん 会社分割の意義については分かりましたが、取引先の承諾を経ることなく突然、自社の義務を他





登場人物

松長さん 衣服の原材料の製造・販売を行っている会社の社長
宮下弁護士 健全な企業の力になりたいと願い、研鑽を続ける弁護士

宮下正彦プロフィール

東京大学卒業後、警察庁入庁。同庁退職の後、司法修習を修了し、弁護士登録。友常木村見富法律事務所へ勤務、シカゴ大学ロースクールへ留学。2004年3月よりTMI総合法律事務所へパートナーとして参画。取扱分野は、一般企業法務、国際企業取引、企業合併・買収（M&A）、労働関係、倒産処理／企業再建など多岐にわたる。第一東京弁護士会所属、ニューヨーク州弁護士資格保有。

社に移すなんてことが許されるのでしょうか……。

知れている債権者に対する通知とその限界

宮下 ご指摘のとおり、会社分割は、一般承継という強い効果をもたらすものですので、債権者や株主等の利害関係者を保護する制度が不可欠です。そこで会社法は、分割する会社（本件であればA社）に請求をすることができなくなる債権者に会社分割に対する異議を述べる権利を与え、当該異議が出された場合には、分割する会社は、原則としてその債権者に対して債務の弁済等をしななければならないとされています。また、債権者に異議を述べる機会を付与するために、分割する会社は、会社分割をする旨等を官報等によって公告し、さらに「知れている債権者」に対して個別に通知しなければならぬとされています。

松長さん ちょっと待ってください。先ほど述べたとおり、私の会社には、なんの通知も届いていません。これはどういうことなのでしょうか。

宮下 通知の対象となるのは、あくまで会社分割において承継対象となったことにより、分割する会社に

対して債務の履行を請求することができます。新設分割計画の内容が分かりませんが、あくまで推測とはなりますが、松長さんの会社の債権は、新会社へ承継される債務とはされず、分割する会社であるA社に残されたままである可能性があります。

松長さん 通知には、A社の衣服の製造・販売事業に関する権利義務を新会社に承継されるとありますが、当社の債務を残してA社の財産はすべて新会社に承継されてしまうというのでしょうか。そうすると会社分割後は、A社は、資産も売上も何もない会社となってしまい、当社の債権回収はますます困難になってしまいます……。仮にそうであった場合、何か当社が取り得る手段はないのでしょうか。

宮下 近時、優良事業や資産のみを分割によって承継させ、その結果承継されない債権者が十分に債務の弁済を受けることができなくなるような、いわゆる「詐害的会社分割」が行われているという指摘があります。仮に本件の会社分割もこのような「詐害的会社分割」に該当する場合には、貴社は債権者として、民法上の詐害行為取消権を行使するという

方法があります。詐害行為取消権とは、端的に言うところ、債権者の権利を害するような債務者の行為の取消を裁判によって求める権利です。また、昨年の5月に施行された改正会社法では、詐害的な会社分割が行われた場合には、本来は請求することができない新会社に対しては債務の履行を請求することができるという制度が設けられました。仮に本件の会社分割が詐害的なものである場合、この制度によって新会社に履行を求めるといった方法もあり得ます。

今後の対応策

松長さん ご説明ありがとうございます。それでは当社は今後、どのように対応したら良いのでしょうか。

宮下 会社分割の内容を把握することが第一かと存じます。そのためには、再度A社の代表者に直接連絡をとって事実関係を確認するか、又はA社は、会社法上、新設分割計画の内容を事前に開示する義務を負っておりますので、この開示をA社に求め、内容を確認するという方法があるかと存じます。これらの方法により会社分割の内容を把握した後、先ほど述べたような手段の採否を検討すべきでしょう。